

V 基調講演

キャッシュフロー会計の展開

—キャッシュフロー会計と実現可能額会計の結合—

鎌田 信夫
中部大学名誉教授

要 旨

発生主義会計には、多くの主観的判断が含まれている。一部の論者は、発生主義会計を(1)原価配分は現実の取引や事象に基づいていない、(2)収益と費用の対応は実務上不可能で恣意的である、(3)意思決定に適合しない、と批判してきた。1971年にAPBはこのような批判に応じて、意見書19号「財政状態の変動」を公表し、会社に「財政状態変動表」を開示することを求めた。その後、キャッシュフロー情報の開示を求める要請が高まってきた。今日では、各国の会計基準は主要な財務諸表としてキャッシュフロー計算書を開示することを定めている。これは会社の業績は、利益だけでなく、流動性を示すキャッシュフローで評価しなければならないことを示している。利用者は収益性とともに関与性に関する情報を必要としている。

LeeとChambersは、キャッシュフロー研究の優れた著書を著わした。Chambersは、会社の適応行動と売却価額評価を中心に、新しい財務会計の枠組みを提案した。Chambersの適応行動とLeeの継続企業と実現可能額という概念は一致している。Leeはこれを4つの財務諸表で表現した。Leeのキャッシュフロー報告会計は、実現キャッシュフローと資産の実現可能額をひとつに関連させた会計システムである。このシステムの内容の一部は、すでにIASBおよびFASBの概念フレームワーク、または基準に組み入れられている。これらの動向は、キャッシュフロー報告会計は将来の財務報告システムであることを暗示している。

はじめに

発生主義会計，すなわち取得原価評価，配分計算，対応計算を含む会計は，技術革新や物価変動が進行する経済環境の下で，利用者に対する目的適合性を失ってきている。シドニー大学の Chambers 教授は 1966 年に，“Accounting Evaluation and Economic Behavior”を著わして，企業の適応能力を示すため，資産を売却価額で評価すべきであると主張している。Chambers の著書が発表されてから約 20 年後の 1984 年に，エジンバラ大学の Lee 教授は“Cash Flow Accounting”を著わし，キャッシュフロー計算書と資産の実現可能額評価を結びつけて，資産を実現可能額で評価することを主張している。当時，キャッシュフロー計算書はキャッシュを資金概念とする資金計算書のひとつとして論じられていた。わが国では 1956 年に染谷恭次郎教授が『資金会計論』で資金計算書を主要な財務諸表に加えるべきであるという主張をしている。それ以来，資産評価の見直しやキャッシュフロー計算書を財務諸表のひとつとすべきであるという問題は，財務会計基準審議会（FASB）も取り上げて論じている。

そこで本稿では，初めに Chambers と Lee による財務会計の目的や主要な概念としての財務諸表を検討し，さらにそれらの FASB および IASB の概念フレームワークや会計基準との関連性を指摘する。それに基づいてキャッシュフロー報告と実現可能性または売却価額による資産評価が財務会計の発展の方向を示そうとするものである。

I Chambers 学説の概要

1. 発生主義会計の改善 ——現在現金同等額による測定

Chambers は，発生主義会計の問題点を財務分析に用いられている財務比率を取りあげて，つぎのように指摘している⁽¹⁾。

- (1) 流動性比率 (liquidity ratio) は企業の短期流動性を評価するための比率として用いられている。この比率は「流動性資産」を「流動性負債」で除して求める。しかし，流動性比率の計算要素が価格変動に反応していなければ，この比率を会社の財務的欠陥を除去する指標として利用することはできない。そのため，この 2 つの計算要素を現在現金同等額に修正しなければならない。
- (2) 負債・残余持分比率 (財務レバレッジ，負債依存度) は，負債の安全性を判断する指標として用いられている。この比率は「負債」を「残余持分」で除して求める。しかし，残余持分が期末純資産の現金同等額で測定されていなければ，安全性分析の比率として役立たない。
- (3) 投資利益率 (rate of return on investment) は，投資プロジェクトの利益業績の指標として用いられている。この比率は，当期に実現したあるいは当期に発生した「購買力の増加」を，「期首純資産の現金同等額」(あるいは期首および期末の純資産の現金同等額の平均値) で除して求める。しかし，この計算要素は一定時点の現金同等額で示されていなければならない。この場合だけ，他企業または他のプロジェクトと比較可能で適切な比率である。
- (4) 固定比率は長期支払能力を測定する基本的比率として用いられている。この比率は

「非流動資産」を「残余持分」で除して求める。非流動資産への投資は収益の増加を期待できるが、他方で支払能力リスクを増加させるから、会社は収益性と支払能力との均衡点を見出さなければならない。そのためには資産をすべて同一の評価基準で測定しなければならない。

Chambers は、次節で述べるように独自の財務会計の基礎概念と定義を提案して、これらの資産評価に関する問題を解決している。

2. 財務会計の基礎概念と定義

(1) 財務会計の基礎概念

Chambers は、出資者や経営者などの立場から多くの会社を観察して、会社は継続し存続していくものと仮定し、財務会計の定義を提案した。経営者は出資者などのために会社の財政状態の変化および環境の変化に会社が適応するよう経営しなければならないと仮定し、これを会社の適応行動 (adaptive behavior) とよんでいる^②。会社が存続するためには、会社はつねに市場に参加する能力を持たなければならない。また、投資者は、会社が投資を拡大するための適応能力を持っているか、あるいは投資を減少し他の活動に転換せざるを得ないかを判断するための情報を必要とする。最終的には、会社と投資者との収支が会社の存続能力を決定する。

このような会社の適応能力は、会社の財政状態によって示される。会社の財政状態は一定時点において市場で決定される資産と負債および出資者持分 (残余持分) の価額の間をいう。会社の適応能力は、現金と非現金資産の売却価額で測定される。また売却価額 (正規の販売方法に基づく実現可能額) が用いられる。これは、現在現金同等額 (current cash equivalent) ともいわれる^③。会社が適応能力を重視する時

は、すべての資産は売却して現金化できるものでなければならない。会社が資産を売却しないで継続して保有するのは、資産の保有から生じる将来のキャッシュフローの現価が、その資産の売却収入の投資から得られる期待現金収入の現価より大きい場合である。したがって、会社はそのような機会があるかどうか、また現金と現金同等額で純資産がどれほどあるかについて関心を持っている。Chambers はこれを「すべての将来活動のために、一定時点において統一的に市場で適合する財務的手段は、保有するすべての資産の市場の売却価額である」^④と表現している。

資産価値は売却価値と使用価値という点から検討されることがある。ふつう使用価値がある資産は売却価値はあるが、売却価値がない資産もある。売却価値がある資産は売却収入で他の財貨を購入したり負債を返済することができるし、新しい投資に充当することもできる。また、売却価値は市場で決定される客観的価額であるが、使用価値は使用者または経営者の個人的判断による価額であり、使用者の説明がなければ外部者は理解できない。会社の資産がその時の売却価額で表示されていれば、利用者はこれを収益性や流動性の判断に利用できる。

(2) 財務会計の定義

Chambers は、このような観察に基づいて財務会計をつぎのように定義している^⑤。

「財務会計は、1 企業実体 (会社) の経済的あるいは商業的特徴に影響を与える取引および非取引事象の貨幣的結果の表現に関係している。」

上記の定義は簡潔に要約して述べたものである。これに含まれる基本概念をつぎのように

説明している。

企業（実体）：出資者、債権者などの目的を達成するために継続的に存続して、市場に適応しようとする経済的単位。

適 応：企業が継続して存続するために、財貨・用役の市場価格に従って行動すること。適応能力は、保有している現金と非現金資産の現金同等額に影響される。

取 引：財政状態の変動を生じさせるような契約上の事象。取引は、完成取引と未完成取引とに分類される。完成取引は、収入または支出が生じる。未完成取引は、収入または支出の権利あるいは義務が発生する。

非取引事象：取引による変動以外の変動で、保有している財貨、権利または義務の現金同等額に生じる変動。

貨幣的結果：保有している現金、財貨の現金同等額および債務に関する実際の影響額。

Chambersによれば、財務会計は企業の継続的な貨幣の流れ、すなわち貨幣経済社会における会社の存続条件に関係している。これらの貨幣的測定システムは、財政状態表および明細表（財政状態変動表および損益計算書）で表示される。

3. 財務諸表

(1) 財政状態表

財政状態表は、一時点における資産（A）と負債（L）およびその差額として残余持分（R）

を表示する。資産は現金と非現金資産（現金同等額）に分類する。したがって、資産、負債および残余持分は、現金同等性という特質を共有している。現金と非現金資産の合計は、負債および残余持分の合計額に等しい。下記の T 勘定は、財政状態表（第 2 期）を要約して表示したものである。

| | | | |
|----------------|----|----------------|----|
| A ₂ | ×× | L ₂ | ×× |
| | | R ₂ | ×× |

t₂ ; 2 期末

A₂ ; 2 期末資産

L₂ ; 2 期末負債

R₂ ; 2 期末残余持分

会社は、経済的資源の流動性あるいは支払能力に関心を払いながら、利益を稼得するように行動する。現金は最も流動性の高い資産である。現金以外の資産は売却価額で評価するが、その実現可能性は、その資産の売却市場の状況によって異なる。売却しようとする資産に活発な市場があれば、その資産はそうでない資産より容易に売却できる。また、売却可能性は、売却単位の大きさや売却価額の高低にも影響される。売却資産の実現可能性が明らかでない時は、できるだけ現実の事実に基づいて概算値を求める。財政状態表では資産の売却可能性を示すため、資産は実現可能性の順に配列する。負債および持分は、法的優先性より支払期日までの時間を基準にして配列する。

(2) 財政状態変動表

会社の期首 (t₁) の財政状態 (A₁ - L₁ = R₁) は、期中 (t₁ ~ t₂) の取引および取引以外の事象により変動し、期末 (t₂) の財政状態 (A₂ - L₂ = R₂) となる。つぎに示す財政状態変動表はこれを T 勘定の形で示したものである。

財政状態変動表 ($t_1 \sim t_2$)

| | | | |
|-------------|----|-------------|----|
| $A_2 - A_1$ | ×× | $L_2 - L_1$ | ×× |
| | | $R_2 - R_1$ | ×× |

$A_2 - A_1$; 期中の資産の変動額

$L_2 - L_1$; 期中の負債の変動額

$R_2 - R_1$; 期中の残余持分の変動額

期中の財政状態の変動は一様でない。資産は流動性の高い資産から流動性の低い資産へ、負債は短期負債から長期負債へ変動したり、また、流動的な資産と短期負債が同時に減少することもある。

財政状態変動表は、1期間の財政状態のすべての変動を記述する。財政状態表科目の個々の変動すなわち資産（流動性）の変動、負債（決済日）の変動および残余持分の個々の変動情報が必要であれば、それらの明細表を用いて表示する。

財政状態変動表が示すのは各科目の1期間の正味変動額である。Chambersによれば、損益計算書は残余持分の変動の総額を示す明細表で、キャッシュフロー計算書は現金勘定の総額の変動を示す明細書である。

会社の期首の財政状態は、経営活動の出発点における適応能力を示す。しかし、一時点の状態が示されるだけでは、会社がその後どの資源をどのように利用し、行動するかについて何の情報も提供されない。これに対し、財政状態変動表は2時点の情報を提供することにより、この間の変動を明らかにしている。しかし、純利益 ($R_2 - R_1$) を純資産の純増加 [$(A_2 - L_2) - (A_1 - L_1)$] として示すだけでは、投資者が投資意思決定に利用する情報としては不十分である。それを補うために明細表(損益計算書)を作成する必要がある。

会社の1期間の取引やその他の会計要素に与える影響が個別的に示されれば、利用者はその後の残余持分の変動を推論できる。しかし、

Chambersは損益計算書、財政状態変動表などは、期首および期末の財政状態から派生する特定の勘定の明細表であり、財政状態表を基本的財務諸表と考えている⁽⁶⁾。

4. Chambers 学説の要約

Chambersは、発生主義会計の基本的概念を資産の売却価額と適応可能性という視点から厳しく批判している。この内容は以下の4点に要約できる。

- (1) 財務諸表利用者は、企業が提供する情報にそれぞれ別個の関心を持ち利用している。しかし、会社が今日の事実に基づく情報を提供しなければ、財務諸表の情報は利用者の意思決定には役立たない。
- (2) 会社の資産を現在の市場価額またはその概算値で測定し、負債を現在の支払額で測定する時、残余持分の変動(利益または損失)を、2時点の純資産の差額として測定する。
- (3) 財務諸表の測定値が一定時点(または一定期間)の測定値でなければ、利用者は財務諸表に基づいて合理的な推論をすることはできない。
- (4) 投資者は、出資額の安全性、配当および資本利得などの財務的結果を比較して、投資を選択する。これには、「事実に基づく期待の比較」が含まれるから、会社間の、あるいは同一企業の期間的比較が、比較可能な情報の提供が必要である。

II Lee 学説の概要

1. 発生主義会計の改善——キャッシュフロー会計と実現可能額会計

発生主義会計は、資産の取得原価評価、原価配分、および収益・費用対応による期間利益測

定を中心とする会計をいう。発生主義会計の問題点は、主としてキャッシュフロー会計 (CFA) と実現可能額会計 (RVA) の論者によりそれぞれ別個に論じられてきた。しかし、Lee はこの2つの会計に共通点があることに気づき、それをつぎのように述べている⁽⁷⁾。

- (1) CFA と RVA は、現金が経済資源として重要であることを強調している。CFA はキャッシュフローを営業、投資、財務などの機能別に区分して、キャッシュフローにより営業活動を理解することの意義を論じている。RVA は資産を実現可能額、すなわち現在現金同等額で評価し、会社の「適応可能性 (能力)」を示そうとする。この「適応可能性」の意義は Chambers に依拠している。
- (2) CFA と RVA は、期中における資産の実現額と期末資産の実現可能額を示し、原価配分や対応計算に含まれる主観的判断を排除する。
- (3) CFA と RVA は、会社の存続可能性を強調する。CFA は現金創出の方法と負債および必要な支払能力を示し、RVA は将来の適応能力を示す。
- (4) CFA と RVA は、流動性管理を重視している。しかし、活動の継続性を前提としない。
- (5) 多くの利用者は保有資産の現在現金同等額およびキャッシュフローに基づいて意思決定している。したがって、CFA と RVA は、多くの財務諸表利用者に適合する会計システムである。

Lee は Lee 自身のキャッシュフロー会計を、従来のキャッシュフロー計算書論と区別するため、キャッシュフロー報告 (Cash Flow Reporting CFR) システムと名づけている⁽⁸⁾。つぎに CFR の内容と意義を財務諸表に関連し

て述べる⁽⁹⁾。

2. 財務諸表

Lee は主要財務諸表を、①キャッシュフロー計算書、②財政状態表、③財政状態変動表および④損益計算書の4つで構成している。

(1) キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書は、1 期間に生じた収支を営業収支、財務収支、投資収支、税金支出、配当支出などに分けて示す。下記の T 勘定は、CFR のキャッシュフロー計算書を要約して示したものである。

| | | C/F (t ₁ ~t ₂) | |
|-----|---|---------------------------------------|----|
| CI | | CO | |
| CFO | × | CFI | ×× |
| CFF | × | T | × |
| | | D | × |
| | | ΔC | × |

- CF : キャッシュフロー計算書
- CI : キャッシュインフロー, 収入
- CO : キャッシュアウトフロー, 支出
- CFO : 営業活動によるキャッシュフロー
- CFF : 財務活動によるキャッシュフロー
- CFI : 投資活動によるキャッシュフロー
- T : 税金支出
- D : 配当支出
- ΔC : CI-CO 現金増加額

収入・支出は、当事者の取引によって確認できるから、検証可能性について問題が生じる余地はほとんどない。

Lee は、「利用者がキャッシュフロー計算書で経営者のキャッシュフロー業績を識別し、特にインプット (CFO 対 CFF) とアウトプット (CFI 対 D) における相対的変動の情報を入手できなければならない」と主張している⁽¹⁰⁾。キャッシュフロー計算書は、特定の利用者に指向しない、一般目的の計算書である。

(2) 財政状態表

下記の T 勘定は、CFR における期末財政状態表を要約して示したものである。

| 財政状態表 (t ₂) | | | |
|--------------------------|----|----------------|----|
| C ₂ | ×× | L ₂ | ×× |
| NC ₂ | ×× | R ₂ | ×× |

- C₂: 2 期末現金
- NC₂: 2 期末非現金資産
- L₂: 2 期末負債
- R₂: 2 期末残余持分

財政状態表は、資産（現金および非現金資産）と負債（確定請求権）および残余持分（未確定請求権）を示す。非現金資産は現在の市場価額（売却価額）で測定し、負債は現在の支払額で測定する。これらは取引相手または経済事象に基づいて検証できる。この測定値により、利用者は会社の流動性を正しく知ることができる。伝統的な流動性比率（流動比率および当座比率）あるいは固定比率の計算要因は同じ基準で測定されていない。期末流動資産の個別科目の測定基準は一定していないから、合計額は、本来、意味を持たない。

(3) 財政状態変動表

下記の T 勘定は、財政状態変動表を要約して示したものである。

| 財政状態変動表 (t ₁ ~t ₂) | |
|--|---------------------------------|
| C ₂ - C ₁ | L ₂ - L ₁ |
| NC ₂ - NC ₁ | R ₂ - R ₁ |

- C₂ - C₁ 現金の変動
- NC₂ - NC₁ 非現金資産の変動
- L₂ - L₁ 負債の変動
- R₂ - R₁ 残余持分の変動 (ΔR)

財政状態変動表は、期中における現金変動額だけでなく、その他のすべての資産と負債の変

動額を示す。経済的資源は実現可能性の高い資産と低い資産に分けて示し、実現可能性の高い資産の変動と実現可能性の低い資産の変動を別個に表示する。また、負債の変動も支払期限の長短に分けて表示する。財政状態変動表から現金と非現金資産および負債の変動の相対的關係が明らかになる。残余持分変動はその差額の変動として示される。

財政状態変動表は、現金と非現金資産およびすべての負債の変動に関する情報を提供するから、損益計算書より広い範囲の変動を示す。損益計算書は実現可能額に基づく純資産の変動を示すが、財務負債の変動に伴う資産の変動を含まない。財政状態表変動表の科目の配列は財政状態表と同様で、それらの期首および期末の価額は期首および期末の財政状態表の科目の価額である。

(4) 損益計算書

下記の T 勘定は、損益計算書を要約して示したものである。

| 損益計算書 (t ₁ ~t ₂) | |
|--|---------------------------------|
| A ₂ - L ₂ | A ₁ - L ₁ |
| -ΔAf | -ΔLf |
| | ΔR |

- A = C + NC (資産 = 現金 + 非現金資産)
- ΔR = 当期残余持分増加額
- ΔAf = 当期の財務活動による資産の増加
- ΔLf = 当期の財務活動による負債の増加

損益計算書は、売却価額で測定した期末の純資産 (A₂ - L₂) から期首の純資産 (A₁ - L₁) を差し引いて期中の利益を示す。さらに、そのうち営業活動による純資産の変動を示すために、資産および負債から当期の財務活動に関する部分を差し引いて示す。

3. Lee 学説の要約

Lee の CFR の内容は、下に示すように要約することができる。

- (1) キャッシュフロー計算書は、1 期間に生じた実現したキャッシュの総額を示し、財政状態変動表は 1 期間に生じたキャッシュと未実現キャッシュの純額を明らかにする。また、財政状態表は資産を現金と未実現資産に分類し、未実現資産は実現可能性の程度によって、実現可能性の高い資産と低い資産に分類して表示する。この分類は、利用者が未実現資産情報の信頼性と財務弾力性を評価するために役立つ。また、保有している現金と非現金資産とを区別することにより、それらを調整して両者を適切に統制できる。損益計算書は、純資産の変動を財政状態表の科目ごとに示す。その意味で CFR はキャッシュによる財務会計の統一システムである。
- (2) CFR は、実現現金と未実現現金、負債および残余持分が連携したシステムである。すなわち、すべての資産およびに請求権を同一の尺度で測定する。そのため、同一会社の流動性と収益性の期間比較、および他社の同一期間の流動性と収益性の比較に役立つ。
- (3) CFR は、原価配分や対応計算に含まれる経営者の判断を排除する。CFR の基本データは、実現現金および未実現現金とこれに対する請求権（負債および請求権）であり、すべて検証可能である。そのため、会計手続の選択についての利用者に対する説明は必要でない。
- (4) CFR は受託責任目的にも適合する会計システムである。CFR は受託時の価額を報告するだけでなく、それらの資源管理の結果も報告する。特に、利用した経済的資源と

稼得した利益を報告する。また現金と現金同等額およびキャッシュフローを用いて財務管理の状況を明らかにし、当期利益のうち現金として利用できる価額を示す。

III IASB および FASB の動向

前節で Chambers および Lee の売却価値（公正価値）とキャッシュフロー情報を統合する理論検討した。本節ではこれらに関連する IASB と FASB の基準および概念フレームワークを検討してみる。その例として、IFRS 13「公正価値測定」と IFRS 9「金融商品」、IAS 36「資産の減損」、「財務報告における概念フレームワーク」を取りあげてみる。

1. 公正価値

IASB は 2011 年に IFRS 13「公正価値測定」を公表した⁽¹¹⁾。IFRS 13 の要点はつぎのとおりである。

- ① 公正価値は「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却によって受取る価格」であると定義した⁽¹²⁾。これによると、出口価格は、資産を使用するかあるいは売却するかという保有目的に拘わらず、広く一般的に用いられる。これは SFAS 157「公正価値測定」の定義と変わらない⁽¹³⁾。
- ② 公正価値計算に用いた情報の質と信頼性を明示するため、測定資料のヒエラルキーを定めた⁽¹⁴⁾。これも SFAS 157 と同様である。
- ③ 公正価値測定の相対的信頼性を明示するため、公正価値情報の源泉を開示することを要求している⁽¹⁵⁾。これも SFAS 157 と同様である。

つぎに、IFRS 9「金融商品」と IAS 36「資

産の減損」から、公正価値で測定する資産の例を2つあげて検討してみる。

(1) 金融商品の評価

IFRS 9「金融商品」は、金融資産を「償却原価法」あるいは「公正価値法」で測定すると定めている（例：購入社債）⁽¹⁶⁾。このうち、償却原価法の適用は、会社が①ビジネスモデルの一環として金融資産を管理することを定めている、②契約上のキャッシュフローについて、一定期日に元本や利息の支払いを明確に定めているという条件を満たしている場合に限られる。そうでなければ、「公正価値法」で測定する⁽¹⁷⁾。また、関連する金融負債の評価法と不整合（ミスマッチ）が生じる時は、金融資産に公正価値法を選択できる（公正価値オプション）⁽¹⁸⁾。なお、ミスマッチの一例として、企業が保険契約に基づく負債を有しており、その測定が現在の情報を組み込むものであって、それと関連すると企業が考える金融資産が指定がなければ、償却原価で測定されることになる場合をあげている⁽¹⁹⁾。

このように、IASBは公正価値測定を重視する態度を示している。しかし他方で償却原価測定も認めている。これはつぎの3つの問題を生じさせることになった。

- ① 投資資産を、回収目的資産と売却目的資産とに分類する。
- ② 回収目的資産に適用する償却原価法に関連して、実効利率、回収額および回収期間を決定する。
- ③ 投資資産分類を変更できる。

これらの決定は、すべて経営者の判断によるから、情報の比較可能性を低下させる。しかしながら、IASBとFASBは、市場に基づく公正価値による開示を広く求めている。これはLeeやChambersの実現可能額や現在現金同等額

という概念と一致する。

(2) 固定資産の減損

IAS 36「資産の減損」は資産の減損を「資産または資金生成単位の帳簿価額が、回収可能額を超過する金額をいう」と規定している⁽²⁰⁾。

資産の減損を認識するためには、はじめに減損兆候の有無を2つの減損指標を用いてチェックする。ひとつは経營業績の低迷などの内部的情報源泉、もうひとつは不況や規制、環境の悪化などの外部的情報源泉である。もし、例えば、不況指標で減損兆候が認められれば、減損テストを実施する。減損テストでは、減損損失を資産の帳簿価額を回収可能額と比較して測定する。帳簿価額が回収可能額より高ければ減損が生じていて、その差額は減損損失である。また、帳簿価額が回収可能額より低くければ減損は生じていない。

回収可能額は、正味公正価値（公正価値－売却費用）と使用価値のうちどちらか高い方と定義されている。正味公正価値は、資産の売却額から処分費用を差し引いた後の価額である。使用価値は、資産を利用して得られる期待収入と最終的な資産の売却収入の現在価値の合計をいう。

上記のIAS 36の規定は、検証可能性について問題がある。ひとつは資産のキャッシュフロー予測の検証可能性である。IASBは、将来キャッシュフローの予測に経営者の「最善の予測」を反映することを望んでいる⁽²¹⁾。これは、経営者が最も確実に生じると期待するキャッシュフロー、すなわち確率的予測を加味した期待価値で、客観的測定値ではない。これに対して、公正価値は「市場参加者間の秩序ある取引による受取額」⁽²²⁾で、取引当事者の取引資料により確認できる。

しかし、IASBは、キャッシュフロー予測に

は経営者の操作が介入するリスクが大きいのに、これに寛容な態度を示している。また、さらに重要な問題は、公正価値評価の適用を資産の減価に限定し、増価を無視していることである。資産価値変動を減損方向だけに限定して増価を無視する限り、首尾一貫した評価法とはいえない。これについて棚卸資産の低価法適用に対する批判と同様の批判が生じるのは必定であろう。

2. キャッシュフロー情報

IASB の 2010 年の「財務報告に関する概念フレームワーク」(「概念フレームワーク」)は、「企業のキャッシュフロー情報は、報告企業の現金の収入と支出を示す。これには負債の借入と返済、投資者に対する現金配当またはその他の分配、さらに企業の流動性や支払能力に影響を与えるその他の要因に関する情報が含まれる」と述べ、また、キャッシュフロー情報は、「利用者が報告企業の営業活動を理解したり、財務および投資活動を評価したり、流動性または支払能力を検討したり、財務業績に関するその他の情報を解釈したりするのに役立つ」⁽²³⁾とも述べている。

「概念フレームワーク」は、支払能力および流動性情報の重要性だけでなく、キャッシュフローを営業、投資および財務活動という機能別に分類して評価することの重要性を認識している。さらに IASB は、2010 年に FASB と IASB との共同プロジェクトの成果として、公開草案「財務諸表の表示」⁽²⁴⁾を公表した。この公開草案は、財政状態表、損益計算書およびキャッシュフロー計算書の連携性を明確にするために、財務諸表科目の細分化原則と連携性原則を定めた。また、財務諸表区分のためのセクションおよびカテゴリーを設けた。また、営業キャッシュフローの表示法を直接法だけに限定し、資

金概念として「キャッシュ」を採択している。これらの提案は、会社のキャッシュフローの循環を理解することに役立つ。これらはほとんど Lee の実現キャッシュフローの計算および開示目的と一致している。

むすび

本稿は、はじめに発生主義会計情報の問題点を示し、財務会計を事実の「忠実な表現」あるいは情報の「目的適合性」という観点から発生主義会計を改善することにあつた。そのため Chambers と Lee の適応能力と実現可能額およびキャッシュフロー計算書の機能を明らかにした。その上で、これらに対する IASB および FASB の最近の動向を見極めてみた。この検証プロセスはつぎのように要約することができる。

1. Chambers は、期首の財政状態を一定時点の企業の財務的活動能力を表示するものとみている。一定期間の財政状態の変動の状況は財政状態変動表で表示する。これは企業活動を増価法により捉えようとするものである。出口価額法による損益およびキャッシュの変動は財政状態変動の一部で、財政状態変動表に表示される。財政状態変動表は財政状態表の明細表である。
2. Lee は、キャッシュの循環に注目し、資産を実現キャッシュと実現可能資産に分類した。両者がともに資源に対する支配力を示すことは同じである。また Lee は、企業の継続性を「企業実体の継続性」と「企業活動の継続性」に分けて、会計測定は企業の継続性を前提とするが、「企業活動の継続性」を前提としないと主張している。事実、会社は技術革新や消費者の好みの変化に応じて適応力がない旧設備を売却し、その収入などで新設

備を購入している。このような Lee の継続活動の概念は今日の企業環境と対応している Chambers の「適応可能性」とも共通している。また、Lee はキャッシュフロー計算書の機能的役割を重視して、キャッシュフロー計算書、財政状態表、財政状態変動表および損益計算書の4つを基本的財務諸表とした。

3. IFRS 13「公正価値」および SFAS 157「公正価値の測定」における「公正価値」は、Lee の「実現可能額」および Chambers「売却価額」の主旨と変わらない。公正価値は金融資産や固定資産の減損の評価などの会計基準に用いられていて、次第に会計実務に浸透してきている。ただし、IFRS 7「金融商品」は金融資産に「償却原価」、また IAS 36「資産の減損」は、「使用価値」を認めた。これらは測定的首尾一貫性と客観性を著しく損ねている。
4. IASB が 2010 年に公表した ED (IFRS X) 「財務諸表の表示」は、キャッシュフロー計算書と他の財務諸表とを一体化するため、営業・投資および財務区分と、勘定科目の分類について「連携性原則」と「細分化原則」を定めた。このような財務諸表の一体的な考え方は Chambers および Lee の CFR の思考と一致している。

発生主義会計システムは、事実の忠実な表現や利用者の利用目的に適合しなくなってきた。しかし、それに代わる財務会計の理論と基礎概念の構築、会計基準の体系的設定と実務への適用など容易ではない。しかし、Chambers および Lee はこれについて具体的に例示している。これらの先見的提案はなお改善すべき点を残すとしても、その一部に対する批判のため、重要な部分を失うべきでない。ここで検討した Chambers および Lee の提言は、すでに多くの

人びとに受入れられてきたし、今日の経営環境にも適合している。両者の提言は新しい時代の要請に適合する財務会計システムである。

注

- (1) Chambers [1991], pp. 74-75.
- (2) Chambers [1991], pp. 58-60.
- (3) Chambers [1991], pp. 66-67.
- (4) Chambers [1966], p. 92.
- (5) Chambers [1967], p. 28.
- (6) Chambers [1966], pp. 110-114
- (7) Lee [1989], pp. 139-146.
- (8) Lee [1984], Chapt.5.
- (9) 鎌田, 大雄, 武田共訳 [1989], 65 頁.
- (10) 鎌田, 大雄, 武田共訳 [1989], 70 頁.
- (11) IASB [2011].
- (12) IASB [2011], IN8.
- (13) FASB [2007], par.5.
- (14) IASB [2011], par.72.
- (15) IASB [2011], par.91.
- (16) IASB [2009], par.4.1.1.
- (17) IASB [2009], par.4.1.2.
- (18) IASB [2009], par. 5.4.1.5
- (19) IASB [2009], par.B4.1.30(a).
- (20) IASB [2008], par.6.
- (21) IASB [2008], par.33.
- (22) IASB [2011], par.9.
- (23) IASB [2010a], OB20.
- (24) IASB [2010b].

参考文献

- Chambers, R. J. [1966]. *Accounting Evaluation and Economic Behavior* Prentice-Hall.
- [1967], “Foundations of Financial Accounting,” in Vance, L. L. ed. [1967]. *Berkeley Symposium on The Foundation of Accounting*, UCB.
- [1973], *Securities and Obscurities : a case for reform of the law of company accounts (Gower Press Australia)*. 塩原一郎訳 1976 『現代会社会計論』創成社。
- [1991], *Foundation of Accounting*. Dealing University Press.
- FASB [1978], “Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises”, *Statement of Financial Accounting Concepts No.1*.
- [1980], “Qualitative Characteristics of Accounting Information,” *Statement of Accounting Concepts No.2*.

- [1984], "Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises," *Statement of Financial Accounting Concepts No.5*.
 - [1987], "Statement of Cash Flow," *Statement of Financial Accounting Standards No.95*.
 - [2007], "Fair Value Measurements", *SFAS No.157*.
 - IASB [1992], "Cash Flow Statements, Revised," *International Accounting Standards IAS No.7*.
 - [2008], "Impairment of Assets," *International Accounting Standards, IAS 36*.
 - [2009], "Financial instruments," *International Financial Reporting Standards No.9*.
 - [2010a], *The Conceptual Framework for Financial Reporting*.
 - [2010b], "Financial Statement Presentation." *Staff Draft of Exposure Draft IFRS X*.
 - [2011], "Fair Value Measurement," *International Financial Reporting Standards. IFRS 13*.
- 飯野利夫 [1979] 『資金的損益貸借対照表への軌跡』 国元書房。
- 鎌田信夫 [1995] 『資金会計の理論と制度』 白桃書房。
- [2003] 『キャッシュフロー会計の原理』 税務経理協会。
- [2017] 『キャッシュフロー会計の軌跡』 森山書店。
- Lee, T.A. [1984], *Cash Flow Accounting*, Van Nostrand Reinhold.
- 鎌田信夫, 大雄令純, 武田安弘共訳 [1989] 『現代収支会計』 創成社。
- [1989], "Cash Flow and Net Realizable Value," *Accounting and Business Research*, Vol. 19, No. 74, pp. 139-146.
- 染谷恭次郎 [1956] 『資金会計論』 中央経済。